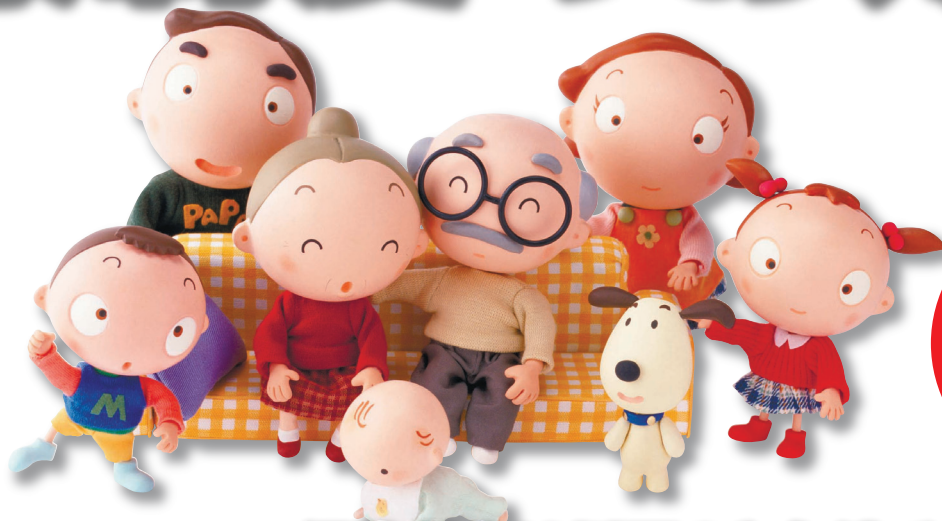


# 後期高齢者医療制度のお知らせ



75歳以上の方と、  
65～74歳で  
一定の障がいのある方が対象です。

令和4・5年度の保険料率は以下のとおりです。

均等割額 被保険者が等しく負担	令和2・3年度 年間 <b>52,048円</b>	令和4・5年度 年間 <b>51,892円</b>
	令和2・3年度 年間 <b>10.98%</b>	令和4・5年度 年間 <b>10.98%</b>
◆賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	令和2・3年度 年間 <b>64万円</b>	令和4・5年度 年間 <b>66万円</b>



## 令和4・5年度の保険料率

医療給付費や国が一律に定める後期高齢者負担率は年々増加していますが、北海道の被保険者の皆さまにご負担いただく保険料は、主に次の要因によりやや下がります。

- 令和4年度診療報酬がマイナス改定となったこと
- 令和4年10月から、窓口負担に2割の区分が導入されること
- 令和2・3年度の財政収支に剰余金が生じ、保険料率の増加抑制に活用できたこと

なお、賦課限度額は、国の法令改正に伴い、中低所得者の負担を軽減する観点から、66万円に変更となります。



## 保険料の計算方法

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ 51,892円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ (\text{所得} - \text{最大43万円} ※) \times 10.98\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1年間の保険料} \\ \text{限度額66万円} \\ (\text{100円未満切捨て}) \end{matrix}$$

※前年の所得金額により控除額が異なる場合があります。

- 所得の少ない方には、被保険者や世帯主の所得に応じて保険料の軽減があります(裏面をご覧ください)。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

## 所得と収入の違い

「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を引いたものです。なお、遺族年金や障害年金は収入に含みません。また、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの「所得控除」は適用されません。

令和4年度の保険料額につきましては、6～7月に個別にお知らせします

### ◆「ジェネリック医薬品希望カード」を配布しています。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、効き目や安全性が新薬(先発医薬品)と同等と確認されたもので、開発費用が少ないため価格が安くなります。「ジェネリック医薬品希望カード」を市区町村で配布しておりますので、ご活用ください。処方については医師や薬剤師にご相談ください。



### ◆健診を受けましょう

生活習慣病等の早期発見や重症化を防ぐためには、定期的な健康診査が重要です。健康診査はお住まいの市区町村で受けられます。

### ◆臓器提供に関する意思表示欄の記載について

臓器の移植に関する法律により、保険証の裏面に臓器提供の意思表示を表示できるようになっております。記入するかどうかは、被保険者ご本人の判断によるものであり、記入を強制するものではありません。

# 保険料の軽減

## ◆均等割の軽減

世帯の所得(同じ世帯の被保険者全員と世帯主の所得の合計)に応じて、均等割額が次のとおり軽減されます。

均等割が軽減される世帯 (__部分は給与所得者等が2人以上の場合に計算します)	軽減割合	年間の均等割額	前年度との差
43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	7割軽減	15,567円	47円減
43万円+(28万5千円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	5割軽減	25,946円	78円減
43万円+(52万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	2割軽減	41,513円	125円減



- 給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
  - ・給与等の収入金額が55万円を超える方
  - ・公的年金の収入金額が125万円(65歳未満の場合は60万円)を超える方
- 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。

(例) 単身世帯で年金収入168万円の場合  
 $168\text{万円 (年金収入)} - 110\text{万円 (公的年金等控除)} - 15\text{万円 (特別控除額)} = 43\text{万円 (軽減判定の所得)} \rightarrow \text{7割軽減}$

## ◆被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方の保険料は、右記の金額となります。

※所得の状況により、均等割の7割軽減に該当する場合は、軽減割合の高い7割軽減が優先されます。

均等割額	5割軽減(25,946円) (制度加入から2年を経過する月まで)
所得割額	かかりません(負担なし)

## ◆年間保険料額の例

※例として掲載したものですので、世帯区分や年金以外の所得などにより、実際の年間保険料額は異なります。

(例) 単身世帯で年金収入のみの場合

年金収入	均等割軽減	令和4年度	前年度との差
80万円	7割軽減	15,500円	100円減
196万円	5割軽減	73,100円	100円減
220万円	2割軽減	115,000円	200円減
240万円	無	147,400円	100円減

(例) 夫婦2人世帯(ともに被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	令和4年度	前年度との差
80万円	夫	7割軽減	15,500円	100円減
	妻		15,500円	100円減
196万円	夫	5割軽減	73,100円	100円減
	妻		25,900円	100円減
230万円	夫	2割軽減	126,000円	100円減
	妻		41,500円	100円減
275万円	夫	無	185,800円	200円減
	妻		51,800円	200円減



## 後期高齢者医療制度は 国民全体で支えあう制度です

支出

北海道の2年間の費用の見込み  
(医療機関への支払いや健康診査に要する費用など)

1兆8,693億円

収入

北海道の2年間の医療費等の財源

国などからの負担金等  
(給付費の約5割)  
9,407億円

若い世代からの支援金  
(給付費の約4割)  
7,380億円

保険料(約1割) 1,666億円

保険料上昇抑制のための財源  
剰余金 240億円

保険料(約1割)の内訳

$916\text{億円 (均等割 55\%)} \div \text{被保険者合計人数} = 51,892\text{円 (均等割額)}$   
 $750\text{億円 (所得割 45\%)} \div \text{賦課のもととなる所得金額の合計} = 10.98\% \text{ (所得割率)}$

※令和4・5年度の賦課割合は、均等割55:所得割45としています。



お問い合わせ先

お住まいの市区町村の  
後期高齢者医療制度  
担当課

または

北海道後期高齢者医療広域連合

[電話] 011-290-5601

[住所] 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

[FAX] 011-210-5022

[電子メール] webmaster@iryokouiki-hokkaido.jp [ホームページ] https://iryokouiki-hokkaido.jp/

発行月: 令和4年3月